

新潟県立八海高等学校いじめ防止基本方針

1 組織的な対応に向けて

- いじめ未然防止・早期発見及びいじめ認知時の対応に係る「いじめ防止対策委員会」を常設し、いじめの未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、いじめ調査・対応委員会を立ち上げ、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめ等生徒指導上の諸問題に関する研修を実施し、全ての教職員と保護者の共通理解を図るとともに具体的対応力の向上を図ります。
- 学校組織内でいじめの定義に関する共通理解（未然防止）、生徒の些細な変化の気づき（予兆管理）、情報の共有等が徹底されているかどうかを常に点検します。
- 生徒の人命を第一に考え、緊急時には状況に応じて家庭への連絡の前に、医療・警察などの外部機関と連携を行います。

2 いじめの未然防止に向けて

- 日常的な教育活動を通して、教職員が、生徒の個性発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけを行います。
- 日々の教職員の生徒への挨拶、声かけ、励まし、称賛、対話、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを大切にし、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして、「いじめを許さない心」や「いじめに向かわない力」を育成します。
- 生徒が主体的に課題に挑戦したり、多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感したりすることができるよう、学校の様々な教育活動において、「居場所づくり」・「絆づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに取り組みます。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように教職員の人権感覚を磨くとともに指導に細心の注意を払います。
- SNSの利用スキルと利用する際のリスクについて指導を行い、SNSにおけるトラブルが発生した場合には、その背景にある生徒間の人間関係を分析することで適切ないじめの認知や生徒理解に繋がります。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- アンケートや面談により生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒一人ひとりの些細な変化を見逃さないようにします。また、一部の生徒を対象に深刻な問題に発展しないように、初期段階での諸課題の発見と対応に努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日ごろから生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その行為を止めさせたことで解決したことにせず、「見守り」、「指導」、「支援」などの対応を組織的かつ継続的に行います。
- いじている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともにいじめ行為への毅然とした対応と心のケアを両立させる全人的な指導を学校組織として行います。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。
- 特別な指導・助言を必要とする生徒を対象とする場合、多職種の専門家や関係機関に早めの相談を行い、問題の早期解決に努めます。

○付則

令和7年3月10日一部改訂

新潟県いじめ等の対策に関する条例制定の趣旨

本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。

児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

この趣旨を踏まえ、私たち一人ひとりが、いじめ等の対策を推進するために協力し合う必要があります。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ類似行為」（いじめ防止対策推進法 第2条2項）

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

「生徒の役割」（いじめ防止対策推進法 第9条）

児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

「保護者の責務」（いじめ防止対策推進法 第8条）

保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

いじめは「自分らしく生きる権利（人権といいます）」をうばう行為

すべての生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、みなさん一人一人が相手の立場を考えて行動することが重要です。今までと同様に「いじめをしない、見逃さない、許さない」気持ちを大切にしていきましょう。

いじめに関する相談・通報の窓口：025-772-3281
担当者：関川 博紀（いじめ防止対策推進教員）